

# 「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開

— 「大東亜産業（鉱業、工業及電力）建設基本方策」を中心に —

安達宏昭

キーワード

戦時日本 大東亜共栄圏 産業計画 統制会 興亜院

はじめに

一九四二年七月二三日、「大東亜建設審議会」<sup>①</sup>は、答申案「大東亜産業（鉱業、工業及電力）建設基本方策」を総会で決定した。大東亜建設審議会は、政府により「大東亜建設ニ関スル重要事項（軍事及外交ニ関スルモノヲ除ク）ヲ調査審議ス」<sup>②</sup>するために、二月に設置され、直ちに四つの部会に分かれて審議を開始し、五月四日には、第四部会が提出した「大東亜経済建設基本方策」を決定・答申した。そして、この答申の具体案を審議するために、さらに四つの部会が設置された。「大東亜産業（鉱業、工業及電力）建設

基本方策」は、そのうちの第五部会で審議され、七月一八日に部会決定されたものであった。筆者は、すでに第四部会答申「大東亜経済建設基本方策」<sup>③</sup>（以下、第四部会答申と略記）の作成と決定過程を分析し、各政策主体の経済構想の特質、構想の対立と妥協、答申の政治的意義などについて明らかにした。そこで、本稿では、前稿での分析に続いて、第四部会答申の具体策である第五部会答申「大東亜産業（鉱業、工業及電力）建設基本方策」<sup>④</sup>（以下、第五部会答申と略記）の作成過程を分析する。また、同時期に興亜院で「支那経済建設基本方策」の作成が行われていたので、これと第四部会答申との関連についても検討したい。そし

て、これらの作業を通して、第四部会答申の作成過程で妥協が図られた各政策主体間の政策的対立が、その後どのように推移したのかを明らかにするとともに、そのことからわかる経済構想の特質や、政策立案への影響についても分析を加えることとする。

大東亜共栄圏構想に関する研究は、近年急速に進展しているが、大東亜建設審議会についての研究は、一九九〇年代前半に進められたものの、その後は取り上げられてこなかった。ただ、その研究も、全体像の概観、答申が描いた構想の「ラフ・スケッチ」や、教育関連分野についての議事を中心とした分析であって、十分に研究が進められた状況にあつたわけではなかった。これに対して、第四部会答申を分析した拙稿では、部会幹事クラスの各省庁官僚の原案作成過程や、商工省、企画院、陸海軍の政策との関連を分析することによって、答申の政策的意義を明らかにするとともに、政府内での答申の取り扱いをめぐる議論を分析して、審議会や答申が果たした政治的役割について見解を提示したのである。

具体的にその内容を述べると、幹事会においては、産業配置と経済圏の統制方法の二つが大きな争点となった。企画院・陸軍は日滿北支を中核地域とし、特に陸軍は北支を重視したのに対して、海軍は中核に南方をも含ませること

を主張した。一方、商工省は日本の主導性を強調し、この時期設立された重要産業における統制会の機能を拡充強化としていた。第四部会答申は、こうした各政策主体の妥協の上に成立した。このため、産業配置については、文言がきわめて曖昧なものとなり、抽象的な漠然とした内容となった。また、商工省が重視した統制会についても、言及がなく答申には盛り込まれなかった。

さらに、第四部会答申は閣議決定となつたものの、その後の政治過程において、政治的意義は不明瞭となつてしまつた。審議会答申の取り扱いをめぐつて、政府と統帥部、特に参謀本部と対立が生じ、結果的に統帥部側の要求が通り、大本営政府連絡会議で「参考」扱いとなつたためである。実行にあつたの具体策については、再度、連絡会議で審議決定することになつたのである。このため、第四部会答申は、具体的な「根本方針」にはならず、政策への影響力は著しく低下した。また、以後の審議会答申もこれと同様の扱いとなり、政策的価値は低下したのである。

こうした前稿の分析をふまえて、本稿の課題を分析する場合、以下の点に注目しなければならないと考える。まず、第一に、第四部会答申案作成時に見られた二つの争点——産業配置における中核地域の設定、産業建設の統制方法——が、

どのように推移したのかという点である。第五部会をはじめとする新たな四つの部会は、連絡会議で答申の取り扱いが定まる以前に、第四部会答申に基づいて具体策を検討するため設置され活動を開始していた。これら部会での原案作成や審議は、「国策」として決定される可能性があった第四部会答申のものと比較して、トーンダウンしたことは否めなかった。とはいえ、官民の合意として注目され、また「参考」案となる以上、ある程度影響力を持つ可能性があったため、依然として各政策主体とも、第四部会答申を自らの構想に引き寄せて具体化したことが考えられる。特に、第五部会は「鉱工業及電力」を担当しており、第四部会で争点となった産業建設に関連する内容を引き継ぐ基幹的な構想を審議する部会であった。また、その部会長には商工大臣の岸信介がなり、主任幹事は商工次官であって、答申原案は商工省で作成された。したがって、争点の当事者であった商工省が、自らの構想をどのように反映させようとしたのか、また、どの程度それが実現したのかについて注目したい。第二に、部会の委員や専門委員の意見である。第五部会の審議においては、第四部会とは異なり、各委員が意見書を提出し、それを部会で説明し議論している。この意見書では、委員が関与する産業分野や産業配置・統制・開発順序など全体に関わる内容について述べている。

そして、後述するように、その議論の後に幹事会で答申案を作成したのである。したがって、こうした意見が答申に与えた影響について分析する必要がある。特に、第五部会答申には、「主要産業ノ開発建設要領」があるので、この部分との照合も必要であろう。第三に、統制会との関係である。すでに前稿で、商工省と統制会の密接な関係については論証したが、産業開発の具体的な計画については、統制会での計画立案が不可欠であったと考えられる。各委員や専門委員は、統制会の会長や理事、また関連する大企業の社長であり、その意見や計画は当然、所属する統制会での検討や意見に基づいたことが考えられる。統制会と第五部会の委員、そして商工省の三者の関係について注意していきたい。第四に、興亜院が立案した政策案を、第四部会答申や第五部会答申と比較することである。興亜院は、一九三八年に中国占領地行政を統括するために内閣に設置された機関であった。したがって、こうした作業によって、あくまでも「参考」となった審議会答申が、具体的な地域に対する政策立案にどのような影響を与えたのかを分析することができ、「経済建設」構想の影響力や帰趨を明らかにすることになると考える。

大東亜建設審議会について、その概要を紹介しておきたい。活動期間は、二期に分けられ、第一期は一九四二年二

月二七日の第一回総会から同年七月二三日の第五回総会まで、第二期は一九四三年四月九日の第七回総会以降の時期に分けられる。第一期においては、最初に第一から第四まで四つの部会が設置され、それぞれ「総合」、「文教」、「人口及民族」、「経済」を担当した。五月四日の第二回総会で、第五から第八までの四つの部会の追加が決定され、それぞれ「鉱工業及電力」、「農林水畜産」、「交易及金融」、「交通」を担当した。すべての部会の答申案は、第五回までの総会に順次決定された。これらの答申は、八月一九日の大本営政府連絡懇談会に報告され、二一日に閣議で「政府施策ノ基準」とされ、第四部会答申と同様の扱いを受けることになった。第二期には、第七回総会で新しく四つの諮問が提示され、これに基づき三つの新しい部会が設置された。この第二期の活動については、はっきりしないことが多いが、「大東亜地域ノ食糧増産方策」と「大東亜地域ノ纖維原料増産方策」が、四三年一月二八日に審議会決定され内閣に答申された。したがって本稿が対象とするのは、審議会活動の第一期の後半である。

次に第五部会の概要について説明する。第五部会は、表一のような部会員によって構成されていた。ただ、部会の速記録に美濃部洋次の発言が残されていることからわかるように、この部会員以外の幹事補佐らも、部会には出席し

ていたようである。専門委員は、「専門ノ事項ヲ調査セシムル」ために置かれたものであった。官僚以外は、産業に関連する統制会の会長や理事長、大企業の社長によって占められていた。部会は、全部で六回開催された。第一回が五月一日で、以後、五月一九日(第二回)、六月二日(第三回)、六月一日(第四回)、六月一日(第五回)、七月一日(第六回)で、このうち第四・五回において各委員が提出した意見書について、説明と議論をしている。表二が、委員から提出されたと考えられる資料を挙げたものである。この二回の議論ののち、幹事側で答申原案を本格的に作成したようである。美濃部洋次文書には、この時期の五つの案が収められている。第五回と第六回の部会の際に、二回の幹事会が開催されて、そこで最終的に原案が確定した。その原案が第六回部会で審議され、一部の修正を経て総会に提出されたのである。

#### 一、産業配置

第四部会幹事会で、争点となった産業配置における「中核地域」の議論は、どのように推移したであろうか、まず第五部会での議論から見ていきたい。第五部会では、産業配置全体としての「中核地域」の議論は少なく、むしろ主

表一 第5部会部会員（1942年7月1日）

部会長	岸信介	商工大臣	
委員	前田米蔵	衆議院議員、(元商工大臣、立憲政友会総裁代行委員)	
	伍堂卓雄	貴族院議員、(海軍中將、商工大臣、日本商工会議所会頭)	
	大河内正敏	貴族院議員、産業機械統制会会長、(理化学研究所所長)	
	津田信吾	鐘ヶ淵紡績株式会社社長	
	松本健次郎	石炭統制会会長、日本石炭株式会社社長	
	橋本圭三郎	貴族院議員、日本石油会社社長、帝国石油株式会社総裁	
	津島寿一	北支那開発株式会社総裁、(日本銀行副総裁、大蔵次官)	
	平生釦三郎	鉄鋼統制会会長、産業報国会会長、(日本製鉄株式会社社長)	
	藤原銀次郎	貴族院議員、産業設備営団総裁、(王子製紙会社社長)	
	伊藤文吉	貴族院議員、鉾山統制会会長、(日本鉾業社長)	
	鮎川義介	満州重工業株式会社総裁、株式会社日産社長	
	専門委員	池尾芳蔵	日本発送電気株式会社総裁
		久保田豊	日本窒素肥料株式会社取締役
		川島三郎	三井鉾山株式会社社長
		小村千太郎	三菱鉾業株式会社社長
郷古潔		三菱重工業株式会社社長	
幹事	高島菊次郎	王子製紙株式会社社長	
	大屋敦	住友化学工業株式会社社長、帝国軽金属統制株式会社社長	
	竹内新平	対満事務局次長	
	及川源七	興亜院総務長官	
	和田小六	技術院次長	
	椎名悦三郎	商工次官	
	手島栄	通信次官	
	植場鉄三	拓務次官	
	植村甲午郎	石炭統制会理事長、(企画院次長)	
	大村一蔵	帝国石油株式会社社長	
	小日山直登	鉄鋼統制会理事長、(株式会社昭和製鋼所社長)	
	津田秀栄	鉾山統制会理事長	
	宮川竹馬	日本発送電気株式会社理事 営業局長	
	長崎英造	旭石油株式会社社長	

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）

出所)

『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』[編集復刻版]第1巻（龍溪書舎、1995年）132～135頁。

備考)

1. 記載の順番は、出所史料の通りとした。
2. 役職については、企画院研究会『大東亜建設の基本綱領』（同盟通信社、1943年）324～332頁、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東大出版会、2002年）、白井勝美他編『日近現代人名辞典』（吉川弘文館、2001年）を参照した。
3. ( )内の役職は、それ以前に就任していた代表的な役職。その人物の特徴を示すために、適宜付した。

表二 第5部会部会員の意見書

I) 大東亜建設審議会第5部会第4回会議配布資料 (1942年6月11日)

史苑  
(第六六卷一號)

- |   |              |
|---|--------------|
| 1. 資源戦ト共栄圏、南方開発ト科学技術、粉鉱ノ利用                      | 大河内正敏        |
| 2. 繊維部門答申資料                                     | 津田信吾         |
| 3. 大東亜共栄圏石炭開発ニ関スル意見                             | 松本健次郎        |
| 4. 石油部門ニ対スル意見書                                  | 橋本圭三郎        |
| 5. 大東亜経済建設ト北支ノ鉱工業及電力ノ開発ニ就テ                      | 津島寿一         |
| 6. 大東亜鉱業建設方策私案                                  | 伊藤文吉         |
| 7. 大東亜電力方策案                                     | 池尾芳蔵<br>久保田豊 |
| 8. 大東亜共栄圏非鉄金属開発計画案                              | 川島三郎         |
| 9. 大東亜共栄圏内ニ於ケル非鉄金属生産拡充目標                        | 小村千太郎        |
| 10. 繊維部パルプ及紙関係                                  | 高嶋菊次郎        |
| 11. 大東亜共栄圏内軽金属事業建設ニ関スル意見<br>大東亜共栄圏内化学工業建設ニ関スル意見 | 大屋敦          |

(国立公文書館所蔵 01-3 A-015-00・返青 49014000)

II) 大東亜重工業建設ニ関スル私見 (1942年6月) 郷古潔  
(国立公文書館所蔵 01-3 A-015-00・返青 66005130)

III) 大東亜鉱業ニ関スル意見書 (1942年6月) 伊藤文吉  
(国立公文書館所蔵 01-3 A-015-00・返青 66005140)

IV) 鉄鋼生産力拡充計画資料 (1942年6月13日) 平生鈺三郎  
(国立公文書館所蔵 01-3 A-015-00・返青 66005170)

要な産業ごとの議論が多い。池尾芳蔵のように「大東亜ノ経済建設ヲヤツテ行クニハ日本ガ中心ニナツテヤツテ行ク」と、日本の主導性を主張する者もいたが、全体での議論として展開はしていなかった。ただ、精密機械、機械工業などについては、内地が中心という議論が多く出てくる。例えば、郷古潔は「総合工業内地中心主義<sup>①</sup>」という表現をし、「内地ノ製品、内地ノ技術ト云フモノヲ先ツ主トシテ精密工業ヲヤル、サウシテ現地ニ於テハ専ラ修理更ニ或ル程度ノ必要ナモノヲ加ヘタ位ノコトデ適當デハナイカ」と述べている。<sup>②</sup>

一方、製鉄、石炭、化学、人造石油などは満州や北支での開発が強調され、電力やアルミニウムなどは南方でも有望な場所があるので、そこはすぐに活用すべきであるとの議論も見られた。

各委員から部会に提出された意見書においても、それぞれが関連する産業の配置が中心に述べられていて、全体

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）

としての議論は少ない。そして、その産業ごとの配置についても、ほぼ部会で議論された内容に沿っている。すなわち、精密機械、国防産業、高度な技術を要するものなどについては、内地に重点を置くことが主張されていた。しかし、満州や北支の重工業化にも、積極的な意見が見られた。南方は、石油や電力の開発が主眼で、アルミニウム工業を除いて工業化については消極的な意見が多かった。軽工業については、津田信吾が、大陸への移転を認めながらも、高級品については日本国内での生産を維持すべきであるとの意見を出した。その後の部会では、これらの意見についての説明が中心で、議論をしたり調整するという状況にはならなかった。そして、この部会で出された議論は、第五部会答申案において「第五 各地域建設ノ指標」という形で、地域ごとに整理され盛り込まれることになったのである。ところが、幹事の側で作成された原案では、こうした産業別の議論だけでなく、全体として日本の重要性を強調し指導力を強化するという商工省が主張した内容が前面に出てきていた。四月三〇日に商工省が作成した原々案<sup>16</sup>では、「方針三」に「産業建設ハ皇国ヲ核心トシ其ノ強力ナル把握乃至指導ノ下ニ」という文言が入れられていたが、六月の幹事側の原案作成段階になっても、六月一八日案には「方針一」に「大東亜産業建設ハ『大東亜経済建設基本方針』ニ

則リ皇国ヲ核心トシ其ノ指導ノ下ニ大東亜各民族ノ運命共同觀ニ基ク応能協力」とあり、「方針二」には「圈内各地域ニ於ケル産業ヲ皇国ヲ核心トスル有機的一体ヲラシムガ如ク相互ノ経済的紐帶ヲ強化シ」とされていた。さらに、六月三〇日案では「方針二」が「国防上並ニ大和民族配置上ノ要請ヲ先決条件トシ日滿支經濟建設計画ヲ骨幹トシテ大東亜戦争ノ戦果ニ照応シ各般ノ産業立地条件ヲ考慮シテ適地適業ノ趣旨ニ則リ最高能率ヲ發揮シ得ル如ク既定計画ニ所要ノ修正ヲ加ヘ人口政策、農業政策トノ関連ヲモ顧慮シ皇国指導ノ下ニ大東亜ノ産業全体ノ計画的發達ヲ図ルト共ニ圈内各地域ニ於ケル産業ヲ皇国ヲ核心トスル有機的一体ヲラシムルガ如ク相互ノ経済的紐帶ヲ強化シ以テ大東亜自給自足体制ノ確立ヲ期ス」（傍線は筆者、以下同じ）となっている。この文の傍線部は、第四部会答申の「産業」（二）の産業配分についての文言をそのまま使用したものである。そして「以テ大東亜全域ノ総合的經濟建設ニ遺憾ナキヲ期ス」と続く部分を削除して、「産業ヲ皇国ヲ核心トスル」など日本の重要性を強調する文にしている。これは、第四部会で妥協した内容、すなわち各政策主体の要望をまとめる形で取り込んだ表現を、そのまま使用しながらも、その後商工省の考えをつなげて書くことで、答申の意義を商工省サイドの考えに引きつけた形で修正する意図があったの

ではないかと思われる。しかし、次の七月一三日案の段階で、「方針二」の上に×が書かれていて、最終案では削除されてしまっている。やはり商工省の考えに反対が存在し、商工省の思惑通りに進展しなかったことがうかがえるのである。

時期は前後するが、真田穰一郎軍務課長が大東亜建設審議会について、六月一日の陸軍省課長会報において次のように報告している。「先般来開催されているが、第一部会において産業計画の基礎でもめている。日滿支を基礎とする趣旨につき所要の修正を行う。この中で特に北支の地位の重要なことにつき、陸軍案が了承される様になった。三〇〇〇万屯の鉄を作るには六億屯の石炭が要するがその取得は北支を措いてなし。又衣糧關係にしても北支は重工業と共に重要な據点なり。又政治的にも北支は日滿支をつなぐ樞なり」と、「第一部会」で「もめている」と記されているが、産業計画については五・六月においては第五部会で検討していたので、おそらく第五部会の状況を紹介したものと思われる。企画院は、「最高能率」を發揮するために、産業配置も「從來ニ於ケルカ如キ内地集中ノ觀念ハ之ヲ訂正シ」て「日、滿、北支ヲ其ノ中核地域」と考えていたが、陸軍は石炭、軽工業、政治的な面からも北支を重視していたのである。おそらく興亜院も、北支の重要性を主張した

と思われる。この時期、興亜院は、銑鋼一貫の大規模な「北支那製鉄株式会社」の設立計画を進めていたからである。それが五月一五日に閣議決定されたことから、北支を重視する動きが政府内で強まっていたのである。したがって、この報告のなかで「日滿支を基礎とする」ことで「所要の修正」が行われたこと、「特に北支の地位の重要なことにつき、陸軍案が了承され」たことを注目したい。商工省の「皇国」のみを「中核」とする方針は、「修正」されたのである。

とはいえ、部会に提出された七月一八日案（幹事会案）では、「中核地域」についての明確な記述はなかった。ただ、「第一 方針」は「大東亜産業建設ハ『大東亜經濟建設基本方針』ニ則リ大東亜全般ノ經濟力ヲ総合的ニ發揮シ」との表現になっており、ここでは商工省が主張した「皇国ヲ核心」という表現は使用されなかった。おそらく、「日滿支を基礎とする趣旨」は、「各地域建設ノ指標」において、實質的に示されたと考えられる。実際、陸軍が重視した北支については、「殊ニ北支ニ於テハ黄河ノ治水發電ヲ行フト共ニ石炭、電力等ニ依存スル製鉄事業、化学工業等ノ画期的振興ヲ期ス」と詳細に言及された。この地域別の産業配置については、アジア太平洋戦争開戦前の一九四〇年一〇月三日に閣議決定した「日滿支經濟建設要綱」にも示されてい



「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）

たが、そこでは北支という地域について限定して言及した文章はなかった。第五部会答申では以前より北支の位置づけが明確となり、その重要性が認められたといえよう。「陸軍案が了承され」とは、このことを指していると思われる。

この地域別の建設指標では、「皇国」は「精密工業、機械工業、兵器工業等ノ高度工業ニ重点ヲ置」いて、その「飛躍的拡充」を図るとされ、内容的には前記要綱と大きな変化はなかった。ただ「高度工業」という表現が新たに挿入されたことは、部会での議論が反映されたといえる。商工省の主張が通らなかつたとはいえ、「日滿支を基礎とする」以上、日本の重要性が弱められたわけではなかつたのである。「中核地域」をめぐる議論は、部会での議論をふまえて、あくまでも具体的な産業配置計画の中に盛り込まれることになつたのである。

答申決定後、産業配置をめぐる構想の対立は、完全に収まつたのであろうか。審議会の第一期の答申が出そろつた後に、出版された企画院研究会『大東亜建設の基本綱領』（同盟通信社、一九四三年）での扱われ方に着目してみたい。これについては「審議会答申の解説および資料として価値が高い」と評価されているもので、関係部局の者が執筆を分担していることから、その認識を明らかにするのに適している。第四章「大東亜経済建設の基本方策」では、「大東

亜広域経済の中核は日・滿・支である。日・滿・支こそ其栄圏の基軸であり、したがつて、滿・支の建設と南方の建設にはおのづから異なるものがあることは当然である。（中略）建設の重点は飽くまで、日・滿・支にある。この中核体に重要な基幹産業を一通り集中し、不動の国防態勢を確立しなければならぬ」と、企画院や陸軍の主張が反映している。一方、第七章「大東亜の鉱業、工業及び電力方策」では、「日・滿・支経済建設においても同様であつたが、今日の事態においても、我が国が大東亜経済建設の中核体たることは、言をまたないのみならず、その責任はさらに倍加したのである」と、商工省の主張が記されている。それぞれの章は第四・五部会答申の解説であり、おそらく部会の幹事省庁が執筆したのであろう。したがつて、第四章は企画院、第七章は商工省が執筆したものと考えられる。「中核地域」をめぐる構想の違いは、第五部会での議論を経て、明確な表現が記されなかつたこともあつて、依然として解消されていなかつたのである。

## 二、統制の方法

次に、第四部会のもう一つの争点であつた産業建設の統制方法について見ていこう。商工省の構想は、一九四一年

九月に公布された重要産業団体令に基づいて業種ごとに設置された重要産業統制会の機能を強化し、「当該産業ニ関スル大東亜ヲ通ズル一元的中枢機関」とすることであつた。こうした商工省と同様の考えが、部会の審議でも、数名の委員から強く主張された。たとえば鉱山統制会会長の伊藤文吉は「各部門ノ統制会ガ政府ニ協力シテ国策ヲ樹立スル、更ニ進ンデ、其ノ国策運営ノ中心機関トシテ行ク必要ガアルト思フノデアリマス（中略）其ノ経済統制会ノ機構ニ付テハ、根本的ニ再検討ヲセラルル要ガアル」と述べたのに対して、専門委員の大屋敦も「伊藤委員ノ統制強化ニ関スルソレモ大東亜戦ノ勃発スル前ノヤウナ生温イモノデナシニ、モツトモツト徹底シタ統制ト云フモノガ必要ナリト云フコトヲ『アルミニウム』ニ付テ真ニ感ジテ居ルノデアリマス」と統制会の強化に賛意を示していた。

六月に委員から提出された意見書においては、ほとんどの委員が強力な一元的統制により、総合的な産業建設を実行することを主張していた。前述の二人の委員はもとより、石炭統制会会長の松本健次郎は「民間ニ於テハ内地ニ於テハ石炭統制会、其ノ他ノ地域ニ於テハ之ニ対応スル強力ナル統制機関ヲ以テ連絡機関ヲ設ケ關係各庁指導ノ下ニ実施計画ノ実現ニ邁進スルヲ要ス」としていたし、郷古も「可及的速力ニ地域の統制カラ業種別統制ニ移ルコトノ必要ハ

軽工業部門モ重工業部門モ同様タルベキデアル」とし、さらに「政策ノ一貫ヲ維持スル為メ、現地工業ノ統制機関ニ常ニ内地工業ノ統制機関ノ方針ヲ反映セシメル工夫ガ肝要デアル」と内地の統制会が大東亜の「一元的統制」の中心機関となることを主張した。また平生飢三郎は、中国では各々別個の企業体とし、これらを北支那開發株式会社と支那振興株式会社を関連させるなど、各地ごとの形態を認めつつ、「之等各地域別製鉄企業ノ総合的統制指導及育成ハ政府及鉄鋼統制会ニ於テ一元的ニ之ヲ行フモノトス」と、鉄鋼統制会の他地域への指導統制を主張していた。やはり統制会のメンバーがその権限の強化を求めたのは、当然だったといえよう。

こうした部会での議論や意見を背景に、幹事会案において、商工省は全域に通じる統制会システムの確立を方針に盛り込もうとした。すなわち部会の議論を経た六月一八日案においては、「第四 建設遂行方式」の「四、建設方式」で「(二)大東亜産業建設ノ総合一貫性ヲ保持シ且之ガ計画的遂行ヲ確保スル為、統制会制度ヲ強化推進スルト共ニ各域ヲ通スル産業別統制機構ノ整備ヲ図ル」としており、六月二四日案でも同じであつた。六月三〇日案では「第一方針」において、「三、(五)産業建設ノ総合一貫性ヲ保持シ且之ガ計画的遂行ヲ確保スル為各地域ヲ通ズル産業別統

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）  
制機構ヲ整備スルト共ニ統制会ノ機能ヲ充実強化ス」とし、基本方針の中で書かれたように、統制会の強化はより重要な位置づけとなつていた。

しかし、七月一三日案では、文章は同じであつたが、「第三、建設遂行方策」「一、建設方式」の位置に戻されており、「ヲ通ズル」のところから「」の書き込みがあり、「ノ実情ニ即シ」と変更がなされている。さらに、部会に提出された七月一八日案（幹事会案）では、「六、産業建設ノ総合一貫性ヲ保持シ且之ガ計画的遂行ヲ確保スル為逐次各地域ノ実情ニ即シ産業別統制機構ヲ整備強化シ尙統制会ノ機能ヲ充実強化ス」と、傍線部のように変更されていた。これは実は内容の大きな修正であつた。「各地域ヲ通ズル」と「各地域ノ実情ニ即シ」とは、一元化と多元化の違いで反対の方向であり、それに加えて統制会の機能強化が、「尙」になつたため、その強化は大東亜各地域における産業別統制機構の設立との直接的な連動性はきわめて薄められてしまつたのである。このことは、部会や総会における説明に明確に表れている。岸信介商工大臣は総会において「各地域ノ実情ニ即シテ適當ナル産業別統制機構ヲ整備強化スルコトガ必要デゴザイマス。尚諸般ノ事情ニ応ジマシテ皇国ニ現ニ存スル統制会モ其ノ機能ヲ充実強化スベキデアルト考ヘルノデゴザイマシテ、此ノ点ニ関シマシテハ委員各位カラ強

力ニ御主張ノアリマシタトコロデゴザイマス。然シコレハ必ズシモ統制会ヲ以テ全地域ヲ通ズル産業別統制機関トスルトイフ趣旨デハナイコトヲ特ニ申添ヘタイト考ヘルノデゴザイマス」と説明したのである。

修正の背景には、幹事会における他省庁の反対があつたと思われる。六月二四日案に対して大蔵省は、「統制会ハ各地域ニ設立スルモノナリヤ若シ然リトセバ反対ナリ何トナレバ北支那開發会社ノ如キハ實質上統制会的役割ヲ果シ居レバナリ」との意見を提出していた。各地を通じた産業別統制機構の設立には、こうした総合的開發投資の国策会社などの既存機関や、それを監督する他省庁の権限とぶつかる問題があつたのである。とはいへ、前述した部会委員らとの統制会の強化を強く求める意見を無視することはできず、きわめて中途半端な表現になつたと考えられる。このように商工省は、各地を通じた一元的な産業別統制機構の設立を答申に盛り込むことはできなかった。ただ、第五部会での委員の強い意見を背景にして、各地に産業別統制機構を設立することと、統制会の強化については記述させることには成功したのである。

さて、前章でも取り上げた企画院研究会『大東亜建設の基本綱領』では、このような統制方法について、どのように説明されているだろうか。商工省が担当したと思われる

る「第七章」では、「審議會は鉦工業電力方策において、大東亜全域にたいする統制会の設立を勇敢に強調し、政府の統制会政策に拍車を加へたことは、重大な意義がある」とし、審議會の要求は「内においては統制会を整備確立し、外にたいしても、同様の措置に出」て「統制会システムをもつて、大東亜経済建設の具体的推進者を規定して」いこうとするものであると、總會などでの説明とはやや異なり、全域に統制会を設置するような説明をしているのである。<sup>31)</sup>第五部会答申も「施策ノ基準」で、具体策決定には再度検討が加えられることになっていたことが、このように拡大解釈して説明することにつながっていたのであろう。第五部会答申における統制方法の規定は、あくまでもこの時点での妥協にすぎなかつたといえよう。

### 三、主要産業の開発計画

第五部会答申の「第六、主要産業ノ開発建設要領」では、「一、製鉄事業」、「二、石炭鉦業」、「三、石油鉦業其ノ他ノ液体燃料事業」、「四、軽金属工業」、「五、非鉄金属鉦業及非金属鉦業」、「六、機械工業」、「七、化学工業其ノ他」、「八、繊維工業」、「九、電力事業」となっている。この「主要産業」の項目は、ほぼ第五部会委員、専門委員の担当分野に

照応していた。第五部会では、「第六主要産業ノ開発建設要領ハ書イタ通りデアリマスガ、之ハ夫々委員各位ノ述ベラレタ所ヲ適當ニ整理配分致シタモノデアリマス」と答申案の説明がなされていたが、実際に内容を照合すると、六月に提出した意見書の内容が、大幅に取り入れられていたのである。たとえば、電力事業では、答申と意見書が表現まで似ている。意見書の「開発ノ方針」の「二、電力ノ開発ハ水力発電ヲ主トシ、火力発電ハ石炭地帯ニ於ケル粗悪炭ノ消化、石炭ノ複合的利用、低級燃料ノ活用、重要地帯ニ於ケル電力需給ノ調節上特ニ必要トスルモノノ開発ニ止ム」<sup>32)</sup>は、そのまま答申案に載っている。非鉄金属においても、伊藤、川島三郎、小村千太郎の鉦業部門の三人の委員の意見をうまく取り入れながら構成されている。北支那開発株式会社総裁の津島寿一の意見は、地域の観点からのものであったが、各所に取り込まれた。

ただ、この委員の意見書は、おそらく個人的に作成したものではなく、委員の所属する統制会や会社が作成したプランを、下敷きにしたものと思われる。統制会は、すでに二月から商工省と懇談会を開始しており、その中で経済建設のための基礎資料の提出が求められていた。<sup>33)</sup>美濃部洋次文書には、こうして統制会から提出されたと思われる計画案が数点収められている。<sup>34)</sup>これらの計画案と意見書を比較

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）  
してみると、数値等が同じであることがわかる。例えば、石炭統制会「東亜共栄圏ニ於ケル石炭開発計画案」における五年後、一〇年後、一五年後の目標数値は、松本の意見書と同一であった。また、平生の意見書には、「第一期（自昭和十七年至昭和二十一年五ヶ年間）ニ於テ鋼材約一千万吨生産ニ関スル原料其ノ他ノ調書ハ曩ニ提出セルカ之前提トシテソノ説明ヲ開示スルコト左ノ如シ」と書かれている。この「曩ニ提出セル」調書とは、何を指しているのかわ明確ではないが、おそらく平生が第三回部会で「私カラ鉄統制会ノ方デ案ヲ拵ヘテ居ルコトヲ申上ゲマシタガ、尚細目ニ亘リマシテ、一通リ数字ヲ申上ゲマス」とあるので、鉄鋼統制会で作成した案であることが予想できる。鉄鋼統制会が作成した「大東亜経済建設計画鉄鋼部門基準案」（一九四二年三月一八日）では、一五年後に鋼材三〇〇〇万トン<sup>(9)</sup>の生産を目標に、五年ごとの期間を設定し生産目標を計算しているが、第一期は一〇〇三万七千トン<sup>(10)</sup>を目標としている。この数値は、前述の平生意見書の「鋼材約一千万吨」と合致するものであった。

こうした数値目標については、商工省が統制会に基準案の提出を求めた際に、政府側から提示されていた。商工省が統制会に渡した「東亜ニ於ケル総合経済建設計画ノ基準案作成ニ関スル件」<sup>(11)</sup>には、企画院総務室が内示した「開発

目標」<sup>(12)</sup>が添付され、鋼材三〇〇万トン、銅六〇万トン、鉛四五万トン、ニッケル七〇万トン、アルミニウム六〇万トン、石炭六億八〇〇万トン、天然石油二〇〇〇万キロリットル、電力六万キロワットなどの数値が示されていたのである。そして、前述の鉄鋼統制会が作成した「基準案」は、「本基準案ハ大東亜総合経済建設計画ノ樹立ニ資スル目的ヲ以テ企画院内示ノ開発目標ニ準拠シ商工省ヨリ提示セラレタル基準案作成要領ニ基キ立案セルモノナリ」と、企画院の目標数値に従って、五年ごとの期間計画量を算出していた。さらに石炭統制会の提出資料には、「昭和二一年度ハ鉄鋼統制会ノ銑鉄計画ニ対スル粘結炭需要量ナリ」と記されていて、情報が共有されていたことをうかがわせる。このように各統制会は、政府から示された数値を検討するとともに、その数値を目標に開発計画を立案した。そして、それは商工省に提出されるとともに、第五部会委員の意見書の基礎となつたと考えられる。

第二回部会において「特定重要資源生産力拡充仮目標」が配布され、部会においても委員に情報が提供された。『速記録』にはその内容が掲載されていないのでよくわからないが、椎名悦三郎商工次官が「第一期目標第二期目標ノ鋼材ヲ基準ト致シマシテ、其ノ場合ニ其ノ他ノ非鉄金属ハ大体ドウ云フ数字ニナルデアラウカ、『ニッケル』アルミニウ

ム』軽金属ノ結果ハドウナルデアラウカ、石油、石炭或ハ船舶、電力、是ダケノモノニ付テソレゾレ『バランス』ノ執レタ数字ヲ仮ニ統計シテ見タノデアリマス」と説明していることから、鉄鋼統制会の資料を基礎にして、それぞれの統制会が作成し提出した資料をもとに作成されたものと思われる。委員は、最終的にはこの目標をもとに計画を立てたのであろう。たとえば、第五回部会において、それまで欠席していた大河内正敏が川島に数字の根拠を尋ねると、部会長の岸は政府が参考案を示したと説明し、さらに続いて川島は政府が「御示シニナツタモノハ其ノ通り数字ガ出て居ル、ソレカラナカツタモノハソレカラ推シマシテ」数字を出したと説明している。したがって、商工省、統制会、第五部会の委員は、部会を軸に様々な経路で密接に情報を交換しあつて、開発計画をまとめていったといえよう。

では、最終的に答申に盛り込まれた数値は、どのようなものであつたか。これまで、第五部会答申に記された「主要産業ノ建設仮目標ハ概ネ別表ノ通トス」の「別表」は、所在が明らかになつていたわけではなかつた。山本論文では、「これらの増産目標について答申は『別表の通り』とするが、いまのところ別表は見あたらぬ」としている。確かに、『国家総動員史』や『速記録』に収められた答申には、別表は添付されていない。部会速記録においても、数字は

多くが伏せ字となつていて、重要な機密であつたのである。しかし、美濃部洋次文書にある答申案と答申をすべて見ていくと、No.404「大東亜産業（鉱業、工業及電力）建設基本方策（第五部会答申案）」の一番最後に「別表 建設仮目標」が添付されているのである。その数字を挙げたのが、表三である。この文書が、答申に添付された最終的な「別表」であると断定できないが、「軍資秘」の印が押されていることから、ほぼ間違いないであらう。ここでの数値は、鋼材三〇〇万トンをはじめ、企画院が二月に提示した「開発目標」と同じものが多いが、変わっているものもいくつかある。それらは、統制会や委員の意見に従つて変更されたのであろう。それにしても、こうした数値はきわめて樂觀的に作成されたものといえる。例えば、銅は六〇万トンとされたが、川島が提出した意見書には、率直に「目標トスル計画数量ノ六十万噸ヲ所謂大東亜圈内ニノミ求ムルコトハ恐ラク困難」と書かれている。石炭でも同様で、「仮目標」は六億トンに減らされたが、それでも松本案の三億二〇五〇万トンとは大きな開きがある。石炭統制会案にはオーストラリア、ニュージールランド、インドの数値も挙げられており、それを合計した数字でさえも四億二六五〇万トンであつて、六億トンがいかに大きな数値であつたか理解できるであらう。

表三

別表 建設仮目標 (単位 千吨)

資源名		資源名	
鋼材	30,000	銅	600
石炭	600,000	鉛	450
燃料		ニッケル	45
天然石油 (単位 千軒)	20,000	硫安	6,000
人造石油 (同上)	8,000	船舶 (新造累計総噸千吨)	20,000
メタノール	2,000	電力 (新設累計 千kw)	46,000
アルミニウム	800		

出所)「大東亜産業(鉱業、工業及電力)建設基本方策(第五部会答申案)」、「美濃部洋次文書」東京大学付属図書館所蔵、雄松堂書店発行マイクロフィルム版「美濃部洋次文書」(1991年)、No.4614。

備考) 単位は、史料に記載されたままを掲載した。

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開(安達)

以上、主要産業の開発計画の作成過程を分析してきたが、次のようなことが明らかになったといえよう。まず、第五部会答申は、第四部会答申とは異なり、各委員の意見が産業ごとの計画に盛り込まれることになった。とはいっても、それは統制会や所属する会社によって作成された計画を基礎としていた。特に、開発目標の数値については、政府が統制会に事前に提示し、それをもとにして試算がなされて、商工省に提出され、それを整理して部会に提示するなど、政府主導で導き出されたと考えられる。そして、産業ごとの開発計画も、そうした数値にあわせるように、各統制会などで立案されたものが、そのまま取り込まれたことが多かったようで、現実との差は大きかった。そして、第五部会において、こうした高い目標に対して十分な議論が交わされたわけではなかったのである。

#### 四、興亜院の「経済建設」構想

第五部会での審議が終了しようとして時期に、興亜院において「支那経済建設基本方策」案の検討が行われていた。七月一四日に作成された「諒解事項」<sup>①</sup>では、「本方策立案二当リテハ大東亜建設審議会並ビニ閣議ニ於テ決定ヲ見タル大東亜経済建設基本方策二即応スベキモ必シモ各部会答申

案二約束サレズ、ソノ趣旨ヲ体シツツ興亜院独自ノ見解ヲ以テ具体案作製ヲ期スルモノトス」とし、その原則を示していた。では、なぜこの時期に、このような具体案を作成しようとしたのであろうか。その理由は、完成した「支那経済建設基本方策案」だけでなく政治や文化の方針も含んだ「支那建設基本方策(案)」(一九四二年八月三十一日)に示されている。対中国政策は、英米の租界を回収するなど「大東亜戦争ノ勃発ニ伴ヒ本質的ニ再検討ヲ加フルヲ要スル」状況で、一方、「大東亜建設審議会ニ於テ審議答申セル大東亜建設ノ基本方策ハ概ネ官民一致ノ結論ニシテ今後ニ於ケル施策上ノ準繩タルヘク」考えられるので、それに沿って「支那新建設ノ基本方策ヲ検討整理シ将来施策ノ基準タラシメントスルモノ」として起草されたのである。第四部会答申の「趣旨ヲ体シツツ」も「興亜院独自」の具体案を作成したのは、作成を開始した時期は「政府トシテ未ダ何等ノ指示ナシ」という状態であったが、「概案ハ概ネ官民一致ノ結論ニシテ今後ノ施策上ノ準繩トシテ大ナル變更無カルヘク」と考えたためであったようだ。やはり、答申があくまで大本営政府連絡会議で参考案となったことが、独自案を作成させることにつながったといえよう。

完成した「支那経済建設基本方策」では、基本方針を「支那経済建設ノ目的ハ『大東亜経済建設基本方策』ニ即応シ

大東亜共栄圏ノ中核的構成分子タル支那ヲシテ大東亜ノ経済新秩序ノ建設ニ貢献セシメ進ンデハ新世界経済ノ建設ニ寄与セシムルニ在リ」とし、中国を「中核的構成分子」としていた。第四部会答申における産業配置の文章が妥協の結果きわめて曖昧になっていたため、興亜院は自ら管轄する中国を重要視する方針を打ち出せたのである。

計画期間とその目標については、前述の「諒解事項」において、二期に分けて「第一期ハ五ヶ年第二期ハ十ヶ年トス」と、第四部会での議論にそった計画を立てるように指示されていたこともあって、それにほぼ沿う内容となっている。ただ、第一期の目標には、重要国防資源の獲得に中国経済を協力させるだけでなく、「支那経済ノ総合的發展ノ基礎確立ヲ図ルモノ」としており、中国経済を軸にして立案をする視点が見受けられる。

各地域の建設目標については、北支・蒙疆は「重要国防資源及電力ノ開発ヲ促進シ日滿ト共ニ大東亜共栄圏ノ重工業及化学工業地帯且皇國ノ有力ナル兵站基地タラシムル」として、第五部会での議論よりも、さらに重化学工業を重視し、その地位も「日滿ト共ニ」と高められていた。中南支は「大東亜共栄圏ノ軽工業地帯トシテ發達セシム」とし、「上海、漢口、広東等重要都市ヲ中心トスル軽工業ノ振興ヲ期ス」と記され、南方とのつながりを強調している。



「大東亜建設審議會」と「經濟建設」構想の展開（安達）

建設方式では、開發機構について「北支開發及中支振興兩会社ノ組織及機能ヲ刷新強化シ以テ經濟開發ノ中樞ヲラシム」と、興亜院が監督する兩会社を中軸にすえていた。その一方で、「一般産業ニ付テハ事業別統制機構ヲ整備スル」とも記されていた。企業經營については、「重要國防産業ニ付テハ之ガ實權ヲ皇國ニ於テ掌握スル」と、重要産業については日本が握るものの、「右以外ノ産業ニ付テハ特殊ノモノヲ除キ支那側ノ經營ニ依ルヲ本則トス」としていた。對中政策においては、中国側の協力が不可欠で、「日華經濟提携」は重要な施策と位置づけられていたのである。このように、これまでの經濟開發の経緯だけでなく、「日華經濟提携」といった観点からみても、第五部会答申案作成過程において展開された、商工省や統制会関係の委員が主張した日本の統制会による一元的な指導統制は、全面的に受け入れられるものではなかったことが理解できよう。興亜院総務長官も第五部会の幹事であったことから、答申において産業建設の統制方法が、「各地域ノ実情ニ即シ」と修正された背景には、興亜院の主張もあったと思われる。

具体的に重要鉱工業として挙げられたものは、石炭鉱業、鉄鉱業、非鉄金属鉱業、製鉄業、軽金属工業、液体燃料事業、製塩業、化学工業、機械工業、繊維工業、食糧品工業、煙草事業であり、第五部会答申で全体として挙げられたも

のと違いが見られ、中国經濟にとつて重要なものが取り上げられたと考えられる。第五部会答申と重複した産業については、その内容には共通性が見受けられる。たとえば、製鉄業において「北支ニ大規模ナル製鉄業ヲ興ス」として、黄河の電源開發についても「水力發電モ極力建設スルモノトシ特ニ黄河發電所建設ヲ積極的ニ準備スル」としていた。また、軽金属工業では、「礬土頁岩ヲ原料トスル工場ヲ北支ニ建設スル」として、第一期はアルミナ製造、第二期は電源開發をまわってアルミニウム工業の確立を図ると、ほぼ第五部会の答申と同じ内容であった。一方、液体燃料事業では、「北支ニ於ケル石炭液化事業ノ画期的建設ヲ企図」とやや積極的な開發が提示された。ただ、これら重要鉱工業は、いずれの分野にしてもより具体的に詳細な内容が規定されていた。

具体的な数値目標も、第一期、第二期とそれぞれ挙げられている。この数値目標は、第一期分は一九四一年一〇月に作成された「北支産業開發五ヶ年計画」の改訂版と大差がないことが、中村隆英の研究で指摘されている。このことから、この目標数値は、興亜院がそれまでの資料を基礎にして算出したものといえよう。その数値は、「現実の資源供給力が依然樂觀を許さなかつた」ため、「その現実認識が第一期計画に反映され」ていたが、第二期については「壯

大な拡張が企図されていた」のである。<sup>(8)</sup>

その後、この「支那経済建設基本方策」を第三章に組み込んだ「支那建設基本方策」は、九月三〇日付で興亜院の決定文書になった。<sup>(9)</sup>閣議決定はなされていないので、おそらく院内かぎりの決定になったと思われる。その実行については、興亜院が大東亜省の設置に伴い吸収されたこともあるので、改めて検討する必要がある。

これまで「支那経済建設基本方策」の内容をみてきたが、この方策は第五部会答申の總會決定直後に作成され、具体的な産業開発の内容について共通するところがあるものの、目標数値をはじめとして様々な違いや中国の経済建設をより重視する面があつて、「諒解事項」通りに「独自」に作成されたと考えられる。このことは、中央で決定した政策があくまで「施策ノ基準」にとどまる以上、地域を担当する政策実施機関が「独自」の観点をより重視した政策をそれぞれ立案するという状況が、作り出されていくことを示したといえよう。<sup>(10)</sup>

## おわりに

これまで第四部会答申の具体化の過程に分析を加えてきた。産業建設の具体化を審議した第五部会は、統制会の関

係者や当該産業を代表するような大企業の社長などにより構成されていた。商工省と統制会は密接な関係を持つており、委員を含めてこの三者が協力して開発計画を立案した。そして、商工省がこれらの開発計画を取りまとめ、答申案を作成したのである。このため、第四部会と比較して、答申作成に果たした部会の役割は大きかった。

商工省は、こうした部会運営を背景にして、第四部会答申においては妥協が図られ曖昧となった産業配置や統制方法について、再度、自らの構想を答申に盛り込もうとした。日本をとりわけ重視した産業配置や、統制会を「大東亜ヲ通ズル一元的中枢機関」にしようとしたのである。これに対して、やはり陸軍を始めとする他の省庁の反対がそれぞれについて存在した。このため、いずれについても妥協が図られ、答申には構想通りの文言を載せることはできなかった。とはいえ、「皇国」に「高度工業」を重視して配置すること、各地に産業別統制機構を設立することや統制会の強化を図ることなど、一定の表現を入れることには成功した。これは、部会委員の強い意見があつたからで、審議会であつた以上、こうした委員の意見がある程度取り入れる必要があつたであろうし、実際の戦時経済を担つていた統制会や財界の考えを尊重することも重要であつたと考えられる。ただ、その実現に当たつては、なお時間がかかることであつ

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）

た。第五部会答申も「政府施策ノ基準」で、「実行ニ移ス為ニハ更ニ細部具体的ノ事項ニ就キ別ニ審議決定セラル」ことになっていたのである。商工省や統制会関係者にとつて、構想の実現に向けて前進はしたが、答申はあくまでもこの時点での妥協点に過ぎなかった。各政策主体の経済建設をめぐる構想の違いは依然として残っており、なお流動的な状況だったのである。

審議会の答申が「参考案」であったことは、各地を担当する機関に、それぞれ独自の政策立案をさせることにもつながった。興亜院での「支那建設基本方策」作成は、まさにそうした代表的な事例であった。その中に含まれることになった「支那経済建設基本方策」では、第五部会答申よりも中国の経済的価値を重視し、積極的な産業開発を考えていた。こうした計画が現地でも独自に進められていったとすれば、本来の目的である「大東亜全域ノ総合的経済建設」により「最高能率ヲ發揮」を図ることと齟齬をきたす可能性があった。「参考案」としてしか決定できなかった、この時期の政府の経済建設構想に対する姿勢は、こうした問題も孕んでいたのである。

第五部会答申において具体化された開発目標については、政府主導の試算に沿って検討されたが、一五年後の目標については、委員からも実現は困難であると指摘されるよう

な楽観的なものであった。また、銅などの圏内における不足資源の問題は、曖昧なままにされ、有効な解決策を提示できていない。今後の調査に期待するなど不確実な要素に依拠して、目標が設定されたのである。したがって、答申はブロック経済圏の構築を目指す構想として、杜撰なものだったといえる。

産業建設にあたっては、重要なものについては日本人が確保し運営するという考えが、強く存在していたことが指摘できる。第五部会では、統制会などの「内地」産業界の全地域に対する一元的な指導統制や、重要な産業については日本とりわけ「内地」に置かれることが主張された。そして、答申では各地域への産業の分配は記されていても、「現地住民」は「技術要員及労務者」としてしか取り上げられておらず、在地資本などについては言及されていない。答申は一五年後を目標とし、戦後を見据えていたにもかかわらずである。こうしたことは、同時期にすでに大本营政府連絡会議などで、政治的には、フィリピンやビルマに対して、形だけのものではあったとしても「独立」が議論されていたことと比べて異なっていた。答申では、産業建設において、「現地住民」を主要な工業の運営主体として見ていなかったのである。そして、このことが、経済面での大東亜共栄圏構想の「共栄」の内実だったのである。

- (1) 「大東亜建設審議会」「経済建設」「大東亜共栄圏」などの当時の政治的な用語や、日本の植民地支配などにともない使用されたが、今日では不適切な呼称(満州「満州国」「支那」「大東亜」等)である地域名などは、本来「」をつけて使用すべきであるが、以後、煩雑となるため「」をはずした。「南方」も同様の扱いとした。
- (2) 石川准吉『国家総動員史』資料編・第四卷(同刊行会、一九七六年)、一三三五頁。以下、大東亜建設審議会の答申などの史料についての引用等で、一九四二年のものについては、特に注記しないかぎり、同書「第十一 大東亜建設審議会関係資料」による。
- (3) 拙稿『「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想——「大東亜経済建設基本方策」の形成をめぐって——』『史苑』第六五卷第一号、二〇〇四年一月。
- (4) 以下、代表的なものと近年のものを挙げる。ピーター・ドウス「植民地なき帝国主義——「大東亜共栄圏」の構想」「思想」第八一四号、一九九二年四月。栄沢幸二「「大東亜共栄圏」の思想」(講談社、一九九五年)。安部博純「日本ファシズム論」(影書房、一九九六年)。波多野澄雄「太平洋戦争とアジア外交」(東京大学出版会、一九九六年)。源川真希「大東亜共栄圏」思想の論理とその帰結——政治学者矢部貞治を中心に——『人文学報』三〇六号(東京都立大学人文学部)、二〇〇〇年三月。酒井哲哉「戦間期日本の国際秩序論」『歴史学研究』第七九四号、二〇〇四年一〇月増刊号。河西晃祐「外務省」「大東亜共栄圏」構想の形成過程」『歴史学研究』第七九八号、二〇〇五年二月。同「『帝国』と『独立』——「大東亜共栄圏」における「自主独立」問題の共振——」『年報日本現代史』第一〇号(現代史料出版、二〇〇五年)。戸塚順子「海軍省の『大東亜共栄圏論』——「国家の生存」概念をめぐって——」『日本史の方法』創刊号、二〇〇五年三月。
- (5) 古川隆久「昭和戦中期の総合国策機関」(吉川弘文館、一九九二年)。松本俊郎「第二次大戦期の戦時体制構想立案の動き——美濃部洋次文書にみる日満支経済協議会、大東亜建設審議会の活動——」(岡山大学経済学会雑誌)第二五卷第一、二号、一九九三年五月。山本有造「大東亜共栄圏」構想とその構造——「大東亜建設審議会」答申を中心に——(古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』(京都大学人文科学研究所、一九九四年)。石井均「大東亜建設審議会」と南方軍政下の教育」(西日本法規出版、一九九四年、一九九五年に改訂版発行)。
- (6) 山本有造同前論文。
- (7) 前掲拙稿(注3)を参照。なお、商工省の統制経済に対する政策的立場と、これと提携協力する「財界修正派」については、宮島英昭「戦時経済下の自由主義経済論と統制経済論」(坂野潤治ほか編)『シリーズ日本近現代史3 現代社会への転形』(岩波書店、一九九三年)を参照。
- (8) 山本有造前掲論文(注5)の区分による。ただ第一期の終わりは、あるいは同十一月十二日の第六回総会までの時期」としている。また、第二期については、「新設部会は六月から七月にかけて集中審議を行い、それぞれ答申案をまとめて第八回総会において報告をおこなったことはたしかであるが、いまのところ第八回総会以降の記録は残っていないようである」としている。

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）

- (9) 明石陽至・石井均（解題）『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』全四巻（龍溪書舎、一九九五年）のうち、第一巻の総会第六回議事速記録一頁。
- (10) これらは一九四四年一月七日付で内閣に答申され、二月一日付で、「政府施策ノ参考」として閣議決定し指令している。「大東亜地域ノ食糧増産方策並ニ大東亜地域ノ纖維原料増産方策ニ関スル件ヲ定ム」国立公文書館所蔵、公文類聚・第六八編・昭和一九年・第七五巻・産業・農事。なお、この第二期については、別に論文を予定している。
- (11) 五つの文書は、表題は「大東亜産業（鉱業、工業及電力）建設方策（案）」で同じであるため、文書番号と日付を挙げると、①No.4608（六月一八日）、②No.4609（六月二四日）、③No.4610（六月三〇日）、④No.4611（七月一三日）、⑤No.4613（七月一八日）、「美濃部洋次文書 東京大学付属図書館所蔵、雄松堂書店発行マイクロフィルム版「美濃部洋次文書」、一九九一年。以下、これら文書については、本文においても日付に案をつけて表記し、その出典を明記しない。
- (12) 前掲『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』（注9）第三巻、第五部会速記録分二四一頁。
- (13) 同前書、一〇〇頁。
- (14) 同前書、一九〇頁。
- (15) 同前書、一二六頁。
- (16) 「大東亜産業建設基本方策」一九四二年四月三〇日、商工省『南方問題経済懇談会（大東亜建設方策）』所収。国立公文書館所蔵、返赤一三A—一四—一三三、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A0303202000。なお、これ以後の答申原案などで使用される「皇国」には、朝鮮や台湾など

の植民地も含まれている。

- (17) 金原節三業務日誌摘録』後編その四のイ（昭和十七年六月一日〜六月三〇日）、防衛庁防衛研究所図書館所蔵、中央—軍事行政—その他—一八。
- (18) 「大東亜経済建設基本方策」三月一〇日案、前掲「美濃部洋次文書」（注11）、No.4629。なお、企画院の政策については、前掲拙稿（注3）を参照。
- (19) 中村隆英『戦時日本の華北経済支配』山川出版社、一九八三年、二七七〜二八〇頁を参照。
- (20) 「核心タル皇国」という表現は、「第三、建設遂行方策」の「一」で使用されているが、あくまでも日本国内の産業の再編成や合理化のために使われたのであって、商工省が主張した内容がストレートに反映したわけではない。
- (21) 前掲『国家総動員史』資料編・第四巻（注2）一〇八三〜八五頁。
- (22) 山本有造前掲論文（注5）。
- (23) 企画院研究会『大東亜建設の基本綱領』（同盟通信社、一九四三年）、一一九頁。
- (24) 同前書、二二四頁。
- (25) 前掲「大東亜産業建設基本方策」（注16）。「第三、大東亜ノ産業再編成方策」において「皇国ハ大東亜共栄圏ノ中核タルニ鑑ミ産業ノ再編成ハ率先強力ニ之ヲ遂行シ其ノ指導的体制ヲ確立ス特ニ重要産業統制会ノ機能ヲ飛躍的ニ拡充発展セシメ当該産業ニ関スル大東亜ヲ通ズル一元的中枢機関ヲラシム」としていた。
- (26) 前掲『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』（注9）第三巻、第五部会速記録分六三頁。

- (27) 同前書、第五部会速記録分七九頁。
- (28) 松本健次郎「大東亜共栄圏石炭開発ニ関スル意見」『大東亜建設審議会第五部会第四回会議配布資料』(一九四二年六月一日)所収。国立公文書館所蔵 01-3A-015-00・返青49014000。
- (29) 郷古潔「大東亜重工業建設ニ関スル私見」(一九四二年六月)、国立公文書館所蔵 01-3A-015-00・返青66005130。なお、南方地下資源ヲ直接本邦重工業ニ結合セシメル為ニ一元的統制機關ヲ必要トスル」とも記してある。
- (30) 平生飢三郎「鉄鋼生産力拡充計画資料」(一九四二年六月三日)、国立公文書館所蔵 01-3A-015-00・返青66005170。
- (31) 七月二三日案には、「建設遂行方策」に、「国防産業、基礎産業、電力事業等戦争遂行力ノ増強確保ニ特ニ必要ナル産業ニ付テハ全地域産業ノ有機的連繫ノ強化徹底ヲ図ル為皇國ニ於テ其ノ運営ヲ一元的ニ指導統轄シ得ルガ如キ措置ヲ講ス」とあったが、答申では傍線部「一元的」が削除されるなど修正され、いづれも商工省の主張する内容がなかなか実現できない様子が見て取れる。
- (32) 前掲『大東亜建設審議会関係史料(総会・部会・速記録)』(注9)第一卷、一八八頁。なお椎名悦三郎商工次官も、部会において「我国ノ現ニ存スル統制会モ這般ノ状勢ニ即応シマシテ其ノ機能ヲ充実強化スベキデアリマス。然シ之ハ必ずシモ統制会ガ全地域ヲ通ズル産業別統制機構トナルトノ趣旨デハナイノデアリマシテ、各地域ニハ夫々産業別ニ実情ニ即シタ統制機構ヲ考慮スル必要ガアルノデアリマス」と述べている(前掲『大東亜建設審議会関係史料(総会・部会・速記録)』(注9)第三卷、第五部会速記録分二五八頁)。
- (33) 「大東亜産業建設基本方針ニ関スル大蔵省意見」、前掲「美濃部洋次文書」(注11)、No.4619。
- (34) 前掲『大東亜建設の基本綱領』(注23)、二〇九〜二一〇頁。一方、企画院が担当したと思われる「第四章」では、「すばからく各企業のうへに立つ上級機関を設置してその運営をこれに委ね、国家は大局の指導監督に當るべきである。この上級機関は現在の統制会のごとく事業別に各地域を通じて設立すべきか、または地域別に各業種を網羅して設立するか検討の余地がある。何れにせよ、事業別の統制機関を作れば事業間の、地域別の統制機関を作れば地域間の連絡機関がさらに必要となるであらう」(一三五頁)と書かれ、商工省との認識の差が見て取れる。
- (35) 前掲『大東亜建設審議会関係史料(総会・部会・速記録)』(注9)第三卷、第五部会速記録分二五九頁。
- (36) 池尾芳蔵・久保田豊「大東亜電力方策案」、前掲『大東亜建設審議会第五部会第四回会議配布資料』(注28)所収。
- (37) 前掲拙稿(注3)を参照。
- (38) 前掲「美濃部洋次文書」(注11)所収の以下の文書。石炭統制会「東亜共栄圏ニ於ケル石炭開発計画案」(一九四二年四月八日)、No.4476。鉄鋼統制会「大東亜経済建設計画鉄鋼部門基準案」No.4477。同「製鉄資源埋蔵量調査並に鉄石供給計画」No.4478。同「大東亜鉄鉱石埋蔵量調査」No.4479。同「鉄鋼並原料需給実績調査」No.4480(いづれも一九四二年三月一日)。鉱山統制会「東亜共栄圏ニ於ケル開発計画―非鉄金属―」(一九四二年四月一日)No.4481。
- (39) 前掲、平生飢三郎「鉄鋼生産力拡充計画資料」(注30)。
- (40) 前掲『大東亜建設審議会関係史料(総会・部会・速記録)』(注9)第三卷、第五部会速記録分六一頁。ただ、この後の

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）

説明は、速記が中断され記録は残されていない。このため、どのような内容が説明されたかはわからず、鉄鋼統制会で作成した計画案であることを確定はできない。

- (41) 「東亜ニ於ケル総合経済建設計画ノ基準案作成ニ関スル件」一九四二年二月一二日、総務局生産拡充課（商工省―筆者注）、前掲、『南方問題経済懇談会（大東亜建設方策）』（注16）所収。
- (42) 「開発目標」一九四二年二月九日、総務室二課（企画院総裁官房―筆者注）、同前史料所収。
- (43) 石炭統制会「大東亜共栄圏石炭五ヶ年間開発計画」（一九四二年四月二三日）、前掲『美濃部洋次文書』（注11）、No.474。
- (44) 前掲『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』（注9）第三卷、第五部会速記録分五頁。
- (45) 松本俊郎前掲論文（注5）では「鉄鋼統制会、石炭統制会といった統制諸機関が『基本方針（案）』に沿った増産目標をいち早く試算し、その結論は大東亜建設審議会総務局調査室の資料として関連部会での検討に回された」としているが、前掲拙稿（注3）で、「総務局調査室」は大東亜建設審議会の部署ではなく商工省の部署であることを指摘した。今回の検討で、さらに詳細に資料作成過程と、部会審議について明らかにすることができたが、この部会に提出された「特定重要資源生産力拡充目標」が商工省総務局調査課作成の文書であったかどうかははっきりしない。
- (46) 前掲『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』（注9）第三卷、第五部会速記録分二二一頁。
- (47) 山本有造前掲論文（注5）。
- (48) 川島三郎「大東亜共栄圏非鉄金属開発計画案」、前掲『大東亜建設審議会第五部会第四回会議配布資料』（注28）所収。

- (49) 第五回部会では、川島の説明に対して大河内が「是ダケノ増産ハムツカシイト云フコトガハツキリ決マツタナラバ、又此ノ目標ヲ変ルコトモ必要デアリマセウ」と述べると、川島は調査してみなければはっきりしないと説明した。その後、部会長は、すぐに橋本圭三郎に石油の説明をさせて部会を終了した。そして、次の部会ではすぐに原案が提示されたのである。（前掲『大東亜建設審議会関係史料（総会・部会・速記録）』（注9）第三卷、第五部会速記録分二二一〜二二九頁）。
- (50) 「支那経済建設基本方針立案ニ関スル諒解事項」一九四二年七月一四日、外務省記録「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国経済政策雑件」所収、外務省外交史料館所蔵、E0005。
- (51) 同前記録所収。
- (52) この文章は、「支那建設基本方針（案）」の原案であったと考えられる。「新中国建設基本方針」の「本方針立案ノ趣旨」に書かれている。この文書は、同じ簿冊に綴じられ、内容もほぼ同じであるが、書き込み修正があり、その修正内容が「支那建設基本方針（案）」と同じであることから、原案と考えられる。
- (53) 「支那建設基本方針（案）」の第三章「支那経済建設基本方針」、前掲、外務省記録「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国経済政策雑件」（注50）所収。
- (54) 中村隆英前掲書（注19）、二七六頁。
- (55) 興亜院技術部「支那経済建設基本方針基準案 鉱工業及電力部門」一九四二年九月作成（前掲、外務省記録「大東亜戦争中ノ帝国ノ对中国経済政策雑件」（注50）所収）の数値とも近似している。

- (56) 中村隆英前掲書(注19)、二七六頁。
- (57) 興亜院「支那建設基本方策」一九四二年九月三〇日、外務省記録「対支中央機関設置問題一件(興亜院)／在支連絡部調査報告」第十卷(外務省外交史料館所蔵)、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref: B02030701900。
- (58) 石井均前掲書(注5)は「この答申と並行して軍部も独自に教育に関する施策を指示している」(二四九頁)ことや、「現地軍は政府の正規の審議会である大東亜建設審議会の答申による基本的な教育政策よりは、軍部中央の意向をより尊重する場合もみられた」(二五〇頁)と、同じような状況を指摘している。ただ、石井前掲書では、答申の政治的位置についての分析がないため、その理由をはっきりと指摘できていない。
- (59) 『杉山メモ(下)』(原書房、一九六七年)、一三九頁。
- (60) 第四部会答申「大東亜経済建設基本方策」の「二、産業(二)」の部分。ここは産業配分について規定した箇所である。
- (61) 波多野澄雄前掲書(注4)、および河西晃祐前掲論文『『帝国』と『独立』』(注4)を参照。

(東北大学大学院文学研究科助教授)



‘Dai-toa Kensetu Singikai’ (The Council for co-prosperity sphere of Great East Asia) and materializing the design for economic policies: Focused on ‘Dai-toa Sangyou Kensetu Kihon Hosaku’

by ADACHI, Hiroaki

After outbreak of the Asia Pacific War, Japanese government set up ‘Dai-toa Kensetu Singikai’ (The Council for Co-prosperity Sphere of Great East Asia) on February 10, 1942. The Council, whose members were occupied by ministers, government officials, politicians, and leading financiers, submitted the report on economic policies called ‘Dai-toa Keizai Kensetu Kihon Hosaku (the 4th report)’ to the government on May 4. And at the same day, the Council also set up another 4 sub-committees. The 5th sub-committee discussed the plans for industrialization under Japanese power and finally made up the report ‘Dai-toa Sangyou Kensetu Kihon Hosaku (the 5th report)’ based on the 4th report.

Because I have already made a study of the making process and the political role of the 4th report, this paper will show the character of the design for economic policies by the examination of the making process of the 5th report.

Having made the draft of the 5th report, the Ministry of Commerce and Industry tried to enter their idea that the Main Island of Japan would be the center area of industry and that Touseikai (the organizations for every important industry) should have the power to direct the reorganization of every industrial structure in Great East Asia. Many of the 5th sub-committee members were the Touseikai concerned whose opinions were much the same as the Ministry of C&I.

On the other hand, the Army regarded North China as important area. In addition to that the Ministry of Finance raised an objection to the other minister’s idea especially on the function of the Touseikai. Although a lot of ideas which the Ministry of C&I and

「大東亜建設審議会」と「経済建設」構想の展開（安達）

the members of the sub-committee insisted were adopted in the report, the both important points were remained to be ambiguous.

In short, the 5th report failed to prescribe the center area of the industrial structure and controlling the whole economic system.

Moreover the reports had been treated only as reference material, Koain (Asia Development Board) made an independent plan for China from the 4th report around the same time. In a state of affairs like this, there was possibility that the economic policies would carried out in disorder by every agency.